

「特別支援教育元年」

「特別支援教育」とは

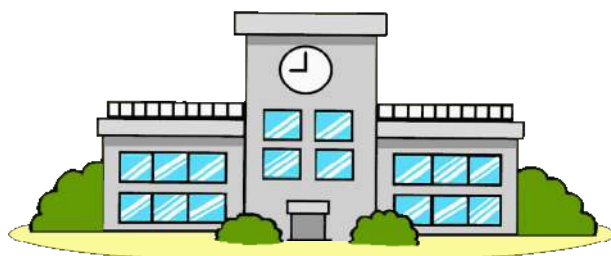
特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

対象：特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校

目指すべき方向：共生社会の形成

すべての子どもが輝くために
～個々のニーズに基づいた対応を図る～

どの子にも「わかる」授業の創造
平易ということではない



校内支援体制の確立
～システムで対応する～

「学級」から「学校全体」の取組へ

社会全体で子どもを育てる
～学校サポート体制の構築～

地域住民は教育への参画を！
学校は保護者や家庭と連携を！

コンプライアンス（法令遵守）を踏まえた取組

- ・教育基本法（第四条 教育の機会均等）
 - ・能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない
 - ・障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう教育上必要な支援を講じる
- ・学校教育法（第六章 特別支援教育）
 - ・障害種別を超えた「特別支援学校」制度
 - ・特別支援学校の地域への「センター的機能」
 - ・小中学校等は、LD・ADHD等を含む障害のある児童生徒等への適切な教育を行う
- ・障害者基本法（第十四条 3 交流及び共同学習の推進）
- ・発達障害者支援法（第三条 早期から発達支援を行う）